

## 令和3年秋季全国火災予防運動実施計画

### 1 目的

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的とする。

### 2 防火標語（令和3年度全国統一防火標語）

『 おうち時間 家族で点検 火の始末 』

### 3 実施期間

令和3年11月9日（火）から11月15日（月）までの7日間

消防庁舎一般開放イベントは、本運動期間中に実施する。[\(詳細はこちら\)](#)

### 4 実施区域

管内全域

### 5 実施機関

児玉郡市広域消防本部

### 6 協賛機関

児玉郡市防火安全協会

### 7 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 林野火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

### 8 消防本部の実施事項

#### (1) 広報

##### ア 市町広報誌等による防火広報

市町の広報誌、児玉郡市広域消防本部及び児玉郡市防火安全協会のホームページの広報媒体に、本運動の主旨及び実施内容等を掲載し、防火思想の普及と防火意識の高揚を図る。

##### イ 報道機関への協力依頼

本庄ケーブルテレビに情報を提供し、火災予防記事の掲載や火災予防行事の放映について依頼する。

ウ 下久保ダム管理所神流川ビジョンの情報掲示ディスプレイ及び消防本部ホールディスプレイによる火災予防への呼びかけを実施する。

#### (2) 当消防本部で制作した全国統一ポスターを管内事業所等に配布掲示する。

#### (3) 防火ポスターの作成・配付及び展示

第31回火災予防ポスターコンクール審査会において選出された作品を児玉郡市防火安全協会が防火ポスターとして制作印刷し、署所が管内事業所等に配付し掲示を依頼する。

また、火災予防ポスターコンクールの出展作品を展示する。

(4) 火災予防ポスターコンクールの表彰式

審査会において、入選した金賞及び特別賞作品の作者を表彰する。

(5) 消防庁舎一般開放イベント

子供たちをターゲットにした火災予防及び防災体験を軸に、消防庁舎を一般に開放し、広く消防行政を理解していただくとともに、防火・防災の推進を図る。

## 9 消防署の実施事項

(1) 広報

ア 懸垂幕等の掲出

署所に住警器設置促進に係る懸垂幕、横断幕を掲出する。

イ 消防車両による巡回広報

(ア) 期間中、火災予防運動マグネットを車両に貼付する。

(イ) 定期的に管内を巡回広報するとともに、関係機関と協力し、空き地、空き家を把握する。

(2) 林野火災防火広報

署所は、予防巡回し、たばこの投げ捨てや焚き火をしないよう呼びかけ、林野火災予防広報を実施する。

(3) 特別養護老人ホームのうち、本庄市及び神川町の各1対象物を抽出し、署長による特別査察を展開し、防火安全対策の徹底を図る。

## 10 各実施事項の担当課

(1) 消防本部の実施事項：予防課、警防課、総務課

(2) 消防署の実施事項：中央消防署、各分署

## 11 その他

広報、防火指導等の実施にあたっては、次の『住宅防火いのちを守る10のポイント』に関する広報を含めて行う。

『住宅防火 いのちを守る 10のポイント』

**4つの習慣**

- 寝たばこは、絶対にしない、させない。
- ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを掃除し、不必要なプラグは抜く。

**6つの対策**

- 火災の発生を防ぐため、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。